

令和6年7月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年7月総会

萩市農業委員会総会議事録

7月18日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第44号 農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請について
- 議案第45号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番	金子哲也	欠席	鈴川肇
3番	中野恵子	4番	岩本裕子
5番	長富繁美	6番	草野隆司
7番	大田忠男	8番	中村博
9番	矢次利典	10番	原川久美子
欠席	品川民雄	12番	大石博則
13番	横山喜一郎	14番	原田知美
15番	藤田芳昭	16番	守永正範
17番	三村浩一	18番	松田由美子
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

5番 長富繁美 10番 原川久美子

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年7月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 長富委員、10番 原川委員
をお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第41号第1項について説明いたします。議案は、2
ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委
員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.2kmに位置し、赤丸でお示
した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は883㎡
です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の
種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で農業後継者もお
らず、申請地が自宅から距離があり耕作の継続が困難なため、当該
農地を売買により取得希望者への譲渡を検討しておられました。

譲受人の●●●さんは、萩市出身でこの度、●●●から萩へ帰郷
するにあたって、分筆により住宅の新築と家庭菜園用の農地として
利用するため当該農地の取得に応じられ、双方合意の上、本申請に
至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません。農業従事日数は200日の予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが柑橘等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機など、今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、先ほど事務局からの説明がありましたが、7月8日に現地確認をいたしました。先ほどの説明のように、譲受人の●●●さんは農業経験がないということですが、面積的にも1反近くありますので、少し不安はありますが、●●●さんは萩市出身で萩市内に親戚があり援助が受けられるということですので、大丈夫ではないかと思います。後ほど5条ででてきますが、この農地の一部を宅地転用として住宅を建てるということですので、住宅と隣接した農地になるということで、そういう面では非常に管理はしやすいのかなと思います。問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約3.2kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は329㎡です。

譲受人は●●●地区の●●●さんで、耕作面積は1,814㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もいないため、ご親戚である譲受人の●●●さんへ売買による譲渡の打診をされておられました。譲受人の●●●さんは、譲渡人からの申し出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳、農業経験年数が50年、農業従事日数は150日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが露地野菜、一部果樹の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機、動力噴霧器、軽トラックなど管理に必要な作業機械一式を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 ただいま事務局より説明があったとおり、7月3日に現地確認を

行いました。譲受人の●●●さんは、譲渡人の●●●さんの所有されている家の、直線距離で約100mのところに住んでおられます。現在、●●●の●●●の役員をされていまして、農業活動もされています。●●●さんの家を購入された際に、畑が二つあるので一緒に購入してくれないかと、●●●さんから打診されたようです。自分の家は古いので、修理して長年住むよりよいだろうということで空き家を買われたようです。その空き家に付属して畑が二筆あるのを、このたび申請されたものです。自家消費用に、今度畑にしようかとおっしゃっておられました。法人の役員をされていますし、農業活動も活発にされていますので、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。1項、第2項は関連がありますので同時進議といたします。事務局は、説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第1項・第2項について説明いたします。議案は4ページです。

7月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から北西1.2kmの市道沿いに位置する第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に夏柑畑が点在する地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

第1項の申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は493㎡です。

第2項の申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は45㎡です。

申請地と既存の公衆用道路の一体利用地を含めた合計面積は115.98㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、●●●から市道●●●線を●●●方面へ370m入ったところにある農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明6枚)

転用目的ですが、第1項につきましては、現在、転用者の●●●さんは、●●●にお住まいですが、萩市の中心地で利便性が良い場所に新居を構えたいと物件を探していたところ適地が見つかったため、申請地を譲り受け、自己用住宅1棟を整備するものです。

第2項の進入路につきましては、東側にある既存の公衆用通路が狭いため、拡張し利便性を高めるため、申請地及び既存の公衆用道路の持分1/2を譲受け、進入路を拡張整備するものです。

なお、現在の公衆用道路には隣接宅地、●●●さんへの通行地役権が設定されていますが、残りの持分1/2については、●●●さんに持分移転する予定とのことです。

所有者の●●●さんは高齢のため耕作が困難になってきたため、売買に応じられたものです。

隣接農地の関係ですが、西側・南側に先ほど議案第41号第1項で申請のありました、●●●さんが取得される畑があるのみで特に問題はありません。あとここに●●●さんの農地が残りますが、来月に、家に入るための駐車場の転用と3条が出る予定と聞いております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造瓦葺2階建ての自己用住宅1棟、建築面積122.20㎡及び進入路を整備される計画です。

自己用住宅の敷地面積は493㎡で一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は24.7%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

進入路につきましては、現状4 m幅ですが、石垣を撤去しますので、5.5 m～8 m幅に拡幅されます。

なお、申請地は、伝統的建造物群保存地区のため、文化財保護課及び教育委員会より、夏みかん38本を伐採・伐根し住宅を新築すること、及び石垣撤去後、進入路を新設することについて、現状変更許可書が交付されております。

併せて、教育委員会から、萩城遺跡のため、「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事」については、工事の施工に際して、文化財保護課職員が立ち会う旨の通知が出ています。

用排水計画ですが、第1項の自己用住宅の雨水は、敷地内に溜枡を設置し、東側の公衆用道路内の側溝を経由し北側市道内の道路側溝に放流し、汚水は、同じく東側の公衆用道路を経由し北側市道内の公共下水道に流すため適当です。

第2項の進入路につきましては、雨水のみで自然流下で東側公衆用道路及び北側市道内の道路側溝へ流れるため適当です。

被害防除計画ですが、盛土を10～30 cmで造成し整地し、進入路部分は砂利敷きとするため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。こちらが立面図となります。建物の高さは7.49 mです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、先ほど事務局からの説明がありましたとおりです。現状変更許可書等交付されており、この転用について問題はないと思われます。ただ、個人的な見解ですが、現状変更等によって、木々が伐採されますが、それによって土塀の崩壊がますます進まないかと懸念するところです。したがって、本件の購入者の方には、市の助成等なりを得られて、この土塀の修復をやっただけで大変ありがたいと思っているところです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 疑問もあるようですが、まあいいでしょうということですが、こ

れより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●議員挙手)

議 長 ●●●議員

第 1 2 番 資料の方は、地番が●●●番になっています。

事 務 局 すみません。議案が間違っておりました。
議案 4 ページの第 1 項の地番、●●●が、●●●、第 2 項の地番、
●●●が、●●●の間違いでした。訂正をお願いいたします。申し
訳ございません。

議 長 議案の訂正がありましたが、ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第 1 項、第 2 項に
ついて、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第 1 項、第 2 項は原案のとおり決定いたしま
した。

議 長 第 3 項の説明をお願いします。

事 務 局 はじめに、本申請は、4 月総会の議案第 2 5 号「農業振興地域整備
計画の変更に係る意見書交付について」により説明しました案件
です。

4 月 2 4 日付で山口県から農用地区域除外についての事前の相談
の結果、異議の無い旨の回答があり、その後、変更に対して公告縦
覧を 4 月 3 0 日から 5 月 2 9 日まで行い、5 月 3 0 日から 1 5 日間の
異議申し立て期間を経て、6 月 1 9 日付で、農用地区域除外について
知事同意がありましたので、現在は農用地区域外の農地となっています。

それでは、議案第 4 2 号第 3 項について説明いたします

(スクリーンに位置図を表示)

7月9日、●●●委員、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西2.3kmの市道沿いに位置する、過去に公共投資の対象となっていない一団の集団農地1.9haで、農用地区域から除外済みで第2種農地となります。該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は畑、面積は280㎡外1筆、合計面積374㎡です。

転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線沿いの農地で、市道改良により分筆買収された残地です。

また、4月総会で、現況確認書の交付についてで、農業用倉庫が建てられているため非農地と報告した場所の隣の農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明4枚)

転用目的は、廃棄物リサイクル会社を経営している●●●さんが、●●●地区の営業拠点として利用するため申請地及び隣接地等取得し、経営している●●●に、駐車場・資材置場として貸し付けるものです。

所有者の●●●さんは高齢のため耕作が困難になってきたため、売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、市道、河川、宅地に囲まれており、隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、油圧ショベル0.2㎡1台分、パッカー車2t車1台分、職員用3台分、運搬車4t車1台分、運搬車15t車1台分の駐車場、及び、通路・車廻しを整備されるとともに、アームロールコンテナ4t車用2箇所の資材置場、併せて、既

存倉庫を有価物置場として利用される計画です。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で西側市道内の道路側溝に流れ、汚水は発生しないことから適当と思われます。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、隣接に●●●がありますが、土地の掘削、盛土又は切土その他の土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築には該当しないため、河川法第55条の許可は不要とのことです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、7月9日、●●●委員と私と事務局2名で現地確認を行いました。内容については事務局の説明のとおりです。隣接する農地等がないため、何ら問題もないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等

の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、相対と中間管理事業により新しく借り手が決まった新規契約を行うもの、そして利用権の移転手続きを行うものを上程するものです。公告は8月1日付となります。

それでは最初に、農地中間管理事業による利用権設定の状況についてご説明いたします。議案書は6ページです。

令和6年8月1日に利用権設定されるものは、●●●地域において新規設定がございまして、総件数が1件、筆数が3筆、地目はすべて田で、面積の合計は5, 212㎡となります。

次のページに集積計画の内容を記載しております。

中間管理事業に係る利用権設定については以上です。

続いて、相対による利用権設定の状況についてご説明いたします。議案書は9ページです。

8月1日付けで利用権設定されるものは、●●●地域において相対により新規に設定するもので、総件数が1件、筆数が3筆、地目はすべて田で、面積の合計は2, 051㎡となります。

次のページに集積計画の内容を記載しております。

相対による利用権設定については以上です。

このたびの集積計画案において、借り手は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第44号「農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第44号「農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請について」説明いたします。

このたび、農地中間管理事業の推進に関する法律による手続きを活用した農地売買等事業により、所有権移転を行う旨の申請がありました。

これまでの農地売買等事業は、農地法3条の所有権移転による手続きで行っていましたが、農地中間管理機構である公益財団法人やまぐち農林振興公社より、今年度から、農地売買等事業の活用にあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律（いわゆる機構法）により実施するとのことで、農用地利用集積等促進計画（案）が提出されたものです。

農用地利用集積等促進計画の作成にあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項において、『農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の意見を聞いた上で、農用地利用集積等促進計画を定めなければならない』とされています。

そのため、農用地利用集積等促進計画（案）について農地中間管理機構であるやまぐち農林振興公社から審議要請がありましたので、ご審議をいただくものです。

それでは総会資料の11ページをご覧ください。

この度の促進計画（案）ですが、●●●の●●●地区における売買による所有権移転に係るもので、申請地は、●●●ほか1筆、地目は2筆ともに田で、面積の合計は3,081㎡です。

現場の農地はスライドの写真のとおり、基盤整備によって、2筆が1筆の圃場となっております。

農地の所有者は、●●●の●●●さんです。

農地の購入予定者は、●●●の●●●地区の●●●さんです。

所有者の●●●さんは、市外在住で農業後継者もおらず、●●●地区の●●●さんへ売買による譲渡の打診をされておられました。農地購入予定者の●●●さんは、所有者からの申出を受けることとして、農地売買等事業により農地中間管理機構であるやまぐち農林振興公社を介して、対象農地の買入、売渡を行うものです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
立ち入ったことを聞きますが、売買は今どのくらいの単価なのか。

事 務 局 申し上げます。これには単価は載せておりません。個人情報ですので、あえて載せておりません。

議 長 今は、ただでもいいからという状況が各地であるようです。高齢化してどうしようもないということです。耕作者であっても、法人であっても、その法人に余力がないのでこれ以上作れないというような状況が各地で見受けられます。これはこれからもどんどん増えていくのではないかと考えております。大変なことになります。

議 長 説明が終わりましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員挙手)

第 8 番 中間管理機構がいったん買ってそれから、個人に売り渡すのですか。

事 務 局 今、●●●委員が言われたように、いったん中間管理機構が買い上げて、それから取得希望者の方に売り渡すというかたちをとることです。

第 8 番 直接、話ができないから中間管理機構に頼んでという流れなんですか。

事 務 局 そうではなくて、この事業を活用することで登録免許税の軽減を受けられたりとメリットが受けられたり、所有者さんもその分軽減措置を受けられたりと、そういうものを活用するために当該事業を、使われたという経緯がございます。

第 8 番 中間管理機構で、そうした方がメリットがあるということなんですね。

事 務 局 そうですね。あとは、登記の手続きもやまぐち農林振興公社がやってくれたり、少し手数料は取られますが、自分でする手続きが省けるというメリットがありますので、年間にそんなに件数は多くはないですが、県内でもそういうケースがございます。ただ萩市は、

農用地利用集積等促進計画でするのははじめてで、公社もお互い手探りではあったんですけど、通常の３条ではなくて、はじめてやる事例なので、お互いにゆっくりやりましょうという感じではあったのですが、今回申請されたかたちでございます。

第 8 番 それは、中間管理機構を通して賃貸契約をしていた土地にかぎるのですか。

事 務 局 それはないです。ただ農業振興地域でないといけないというのがありますから、農業振興地域エリア外というのは対象にはなりません。あくまでも、原則として農業振興地域エリア内の農地というのが条件になります。

事務局長 農業振興地域内の農用地でないといけないのと、あと受け手が認定農業者さんか認定新規就農者さんという限定はされています。以上でございます。

第 8 番 それでは、普通の個人じゃダメで、認定農業者と、認定農業者の法人でもいいのですね。

事 務 局 そうですね。

議 長 ほかによろしいですか。

(発言なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。議案第４４号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第４４号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案)

議 長 議案第４５号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局

それでは、第45号の第1項について説明いたします。議案は113ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に3kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は899㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で●●●にある●●●から●●●方面に国道●●●号線を700mいった山林に囲まれた農地です。

申立てによると、申請地は、父親の死亡後、母親が平成13年5月まで管理していたが、同年8月に永眠。以降耕作しておらず、原野、竹林化して、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、竹や雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

6月27日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に2.5kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,186㎡外2筆合計3,600㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で●●●から約900mいったところにある農地です。

申立てによると、申請地3筆は、平成16年に父親が死亡して以降は耕作しておらず、原野、竹林化しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地3筆は、竹や雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

同じく、6月27日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

た。

申請地は、●●●から南西に2.5 kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は899 m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

先ほどの第2項の●●●と●●●に挟まれた農地です。

申立てによると、申請地は、平成7年に父親が死亡して以降は耕作しておらず、原野、竹林化しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、竹や雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第4項について説明いたします。

6月25日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●北東に1.2 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は423 m²外2筆合計面積1,624 m²です。

申請人は、●●●さんです。

こちらが申請地で、県道●●●線から市道●●●線を経由して市道●●●線と合流して200 m入ったところにある宅地と山林に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地3筆は、27年前から耕作しておらず、竹や樹木が生い茂り山林となっており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地●●●は竹が生い茂り、●●●は30年生位のヒノキが植えられ、●●●は雑木が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案45号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了

いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前10時35分 閉会